

茅ヶ崎市社会福祉事業団
中期経営改善計画
(平成28~31年度)

誰もが人として尊ばれ、愛する地域で
自分らしく生活できる社会をめざして

平成28年3月

社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団

目 次

1	計画の策定について	
(1)	計画改定の目的	1
(2)	計画の性格	1
(3)	計画策定の体制と手法	2
(4)	関連する計画	3
(5)	目標年次	3
2	現状と課題	
(1)	障害児、障害者の現状	4
(2)	障害児、障害者を取り巻く状況	4
(3)	法人の現状	4
(4)	法人を取り巻く状況	5
(5)	今、求められていること	6
3	前期計画の検証	
(1)	各目標の達成状況	7
(2)	総括的評価	8
4	計画の構成	
(1)	計画全体の構成	8
(2)	計画本編の体系	8
5	計画本編	
(1)	経営理念	9
(2)	経営方針	9
(3)	目標	10
(4)	重点計画	10
(5)	経営方針別、目標・重点計画の一覧	11～13
6	計画の実現に向けて	
(1)	実施体制	14
(2)	進行管理	14
7	資料	14～20

1 計画の策定について

(1) 計画改定の目的

茅ヶ崎市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、平成5年3月に茅ヶ崎市が事業主体となる社会福祉事業を市に変わって実施することを目的として、国の通知に基づいて設立した社会福祉法人であり、定款にも「茅ヶ崎市と一体になって、茅ヶ崎市の社会福祉事業の推進を図る」と謳われています。

以来、市の設置した福祉施設の管理委託（平成18年度から指定管理者制度に移行）を受託実施する法人として、質の高い利用者サービスの提供をめざし着実に事業遂行を重ねる一方で、地域のニーズに応えるとともに法人の基盤を強化すべく自主事業の取り組みも進めてきました。

＊ 以下、文章の中で、茅ヶ崎市社会福祉事業団中期経営改善計画（平成25～27年度）を「前期計画」、茅ヶ崎市社会福祉事業団中期経営改善計画（平成28～31年度）を「今期計画」と表記します。

こうした中で、前期計画は、法人として初めての経営改善計画として策定されました。

その目的は、

「きわめて公益性の高い法人として地域の福祉向上に寄与する使命を、計画的かつ継続的に果たすために、中期的な法人経営と事業の方向性を明確にし、法人役職員全体で共有し、利用者や法人外にも公表することでより確実に遂行する。利用者本位の良質なサービスを効果的かつ継続的に実施できる経営基盤の確立を目指し、経営的観点に立った組織と事業の改善策を示す。」（前期計画P1）

と記されています。

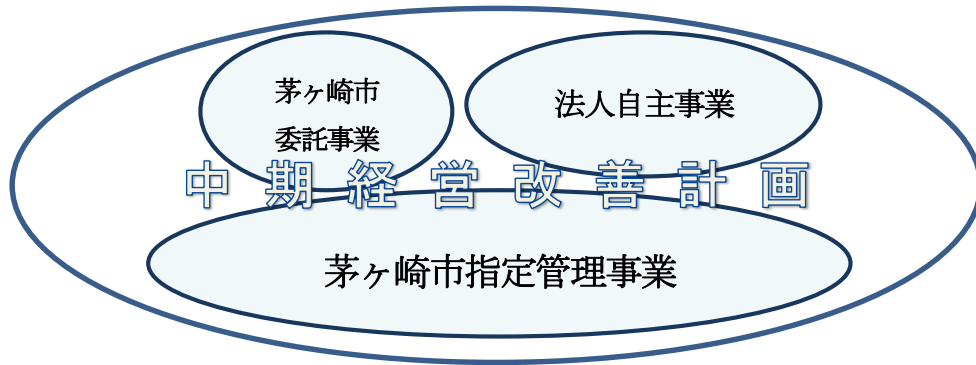
この目的は、今期計画においても継承されるべきものと考えます。しかしながら、この間にも福祉をめぐる制度や環境は様々に変動し、利用者のニーズや法人の体制も変わってきています。利用者アンケートの結果や指定管理に係る市の評価会議などでも事業団の事業内容は評価を頂いておりますが、まだまだ改善・改革すべき課題も多くあります。

前期計画で実現できたもの出来なかったもの、様々な変化にどう対応したら良いのか、計画全体を改めて見直し、前期の取り組みを踏まえた更なるワンステップを踏むために、前期計画を全面的に改定し今期計画を策定することとしました。

(2) 計画の性格

本計画は、その名称が示すように単に与えられた事業を適確に実施するための事業計画ではなく、法人経営改善の観点に立ちつつ、事業団の事業の大半を占める指定管理事業でのより質の高い支援・サービスの提供と、事業団独自事業の計画を付加した事業団総体としての経営計画として策定しています。

中期的に取り組むべき課題・ニーズをどのような姿勢でどう実現していくのかを示すもので、高い公益性に基づいた福祉を実現する使命をもって市により設立された社会福祉法人として、策定段階から実施、検証にいたるまで、市との密接な連携の下に計画を推進していきます。

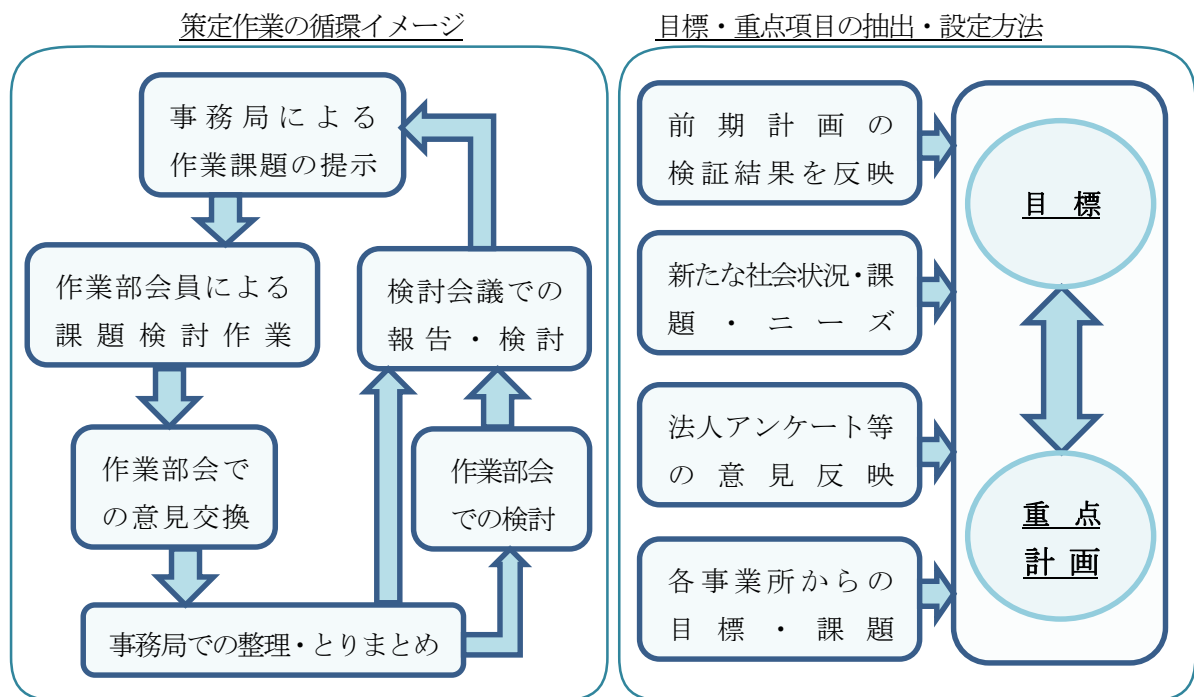


(3) 計画策定の体制と手法

計画策定の体制は、前計画と同様に決定機関である理事会、評議員会の下に施設長級職員からなる「計画策定検討会議」を設け、実際の策定作業を行う施設長補佐級職員で構成する「作業部会」を置きました。

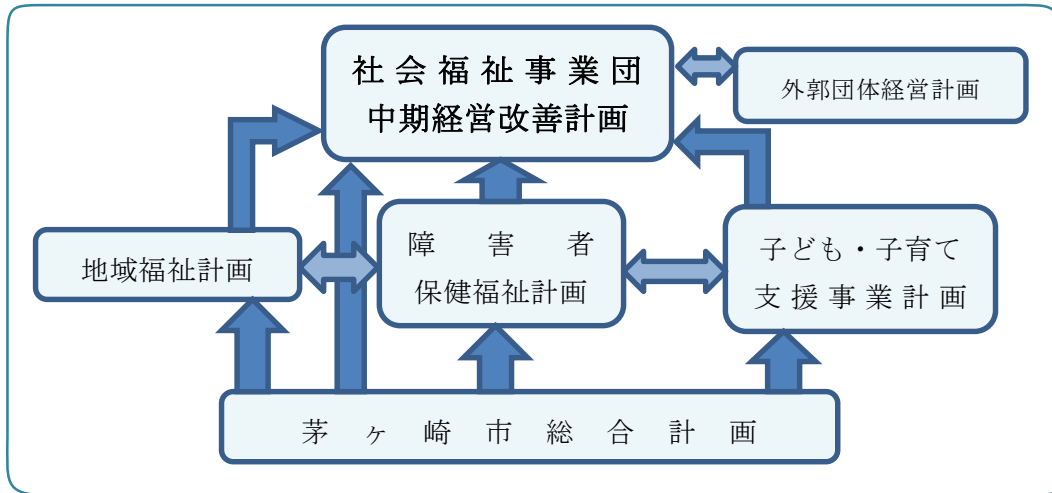
作業部会は、現状認識の議論や課題・ニーズの抽出、具体的な目標・重点計画の検討などで数多く開催しました。外部機関の利用はせず、作業部会の議論を事務局で整理することを繰り返して策定作業を進めました。これは、この計画が職員一人一人にしっかりと共有され、全体の計画の中に個々人の業務をイメージさせたいとの考え方から来ています。また、現場職員による議論、検討を繰り返す中で、計画に現場＝当事者（働く職員と利用者）の思いが反映されてくるものと考えました。さらに、この作業の過程は、福祉サービスの現状やあり方を考え、計画のまとめ方を学ぶなど、職員個々にとっても非常に良い研さんの場となりました。

また、課題やニーズの抽出から目標や重点計画を導き出すための手段としては、①前期計画の検証、②新たな社会状況、③法人利用者（職員）アンケート結果、④各事業所での目標・課題、を手掛かりとし、多角的な観点から検討を行い計画に反映させることとしました。



(4) 関連する計画

本計画は、茅ヶ崎市における福祉事業を、市との強い連携の下に推進させるべく市によって設立された法人の計画として、茅ヶ崎市の「総合計画第3次実施計画（平成 28～30 年度）」、「地域福祉計画（平成 27～32 年度）」、「障害者保健福祉計画（平成 27～29 年度）」、「子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）」等の福祉事業に関連する諸計画との整合を図るとともに、「外郭団体見直し基本方針に基づく経営計画（平成 28～30 年度）」は本計画と並行して作成しています。



(5) 目標年次

計画の期間は、事業団の主要事業である茅ヶ崎市の指定管理事業（「障害児通所施設」及び「ふれあい活動ホーム」）における次期指定期間に合わせて、平成 28～31 年度の4か年としました。この期間内で、各重点計画毎に目標年次を定めます。また、平成 29 年度終了時点で全体的な見直しを行い、必要な改正を行います。なお、「福祉会館」は、「海岸青少年会館」との複合施設「（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設」に移行しますので、計画期間を平成 30 年度までとします。

年 度		27	28	29	30	31	32	
計 画	事業団中期経営改善計画	→ ←					←	
	外郭団体見直し方針 に基づく経営計画	→ ←					←	
	茅ヶ崎市 障害者保健福祉計画	→ ←					←	
指 定 管 理	障害児通所施設	→ ←					←	
	ふれあい活動ホーム	→ ←					←	
	福祉会館	→ ←						

2 現状と課題

(1) 障害児、障害者の現状

障害に係る手帳所持者数の推移（茅ヶ崎市）（各年度4月1日 人、％）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
身体障害者手帳	5,543	5,608	5,782	5,868	5,872	5,950
	100.0%	101.2%	104.3%	105.9%	105.9%	107.3%
療育手帳	955	999	1,018	1,077	1,137	1,155
	100.0%	104.6%	106.6%	112.8%	119.1%	120.9%
精神障害者 保健福祉手帳	834	932	1,038	1,124	1,207	1,260
	100.0%	111.8%	124.5%	134.8%	144.7%	151.1%

*手帳所持者数には児童も含まれます。（資料：障害福祉課）

いずれの障害も年々増加の傾向にあり、知的・精神障害の手帳所持者が大幅に増えています。絶対数の増加とともに、これまで認定を受けなかった人が手帳申請するということもあります。また、小中学校の支援級や養護学校に通う児童生徒も増加しています。

発達障害等、障害の概念も広がり、障害の態様についてもそれぞれが持つ特性として捉え、その上で、社会生活が本人の意思に沿ってより自分らしくできるように支援する、との方向に整理されつつあります。要支援者の量的な拡大とともに、障害の多様化に対応できる、より専門的かつ総合的な高いレベルの支援・サービスが福祉事業に求められています。

(2) 障害児、障害者を取り巻く状況

障害福祉分野の制度面においては、福祉事業を担う主体の更なる多様化が推進される一方で、「誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できる仕組みづくり」を目途に、「障害者自立支援法」改正（H22）、「障害者総合支援法」施行（H25）、「障害者基本法」改正（H23）、「障害者虐待防止法」施行（H24）、「障害者優先調達法」施行（H25）、「公職選挙法」改正（H25）、「障害者差別解消法」施行（H28）、「障害者雇用促進法」改正（H28）、と矢継ぎ早に法律の整備が進んでいます。制度的には近年大きく前進していますが、一方で、制度や法での対応が難しい、地域における住民の障害児・者への理解や、障害児・者を支援するインフォーマルな組織づくりなど、課題も多く残されています。

また、養護者や施設職員による虐待の事案も後を絶たず、障害者の就労拡大もなかなか進展しません。施設整備の面でも、採算ベースに乗らない事業への民間法人の参入が進まない現状があります。地域における『共生』や『ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）』が最近のキーワードとなっていますが、正に今、地域社会における包括的な支援の実現が待たれています。

(3) 法人の現状

平成5年の法人設立以降、委託契約により「つつじ学園、赤羽根、あかしあ、第2あかしあ」の4施設の管理運営を行い、平成18年度に指定管理者制度に移行しました。以後、平成19年度より「かめっこくらぶ」、平成20年度より「福祉会館」の管理運営も指定管理者として受託し、市の設立した法人としての役割を果たしてきました。

法人の実施事業は指定管理事業が中心でしたが、市域の社会的ニーズに応えるとともに、事業団の経営基盤の強化も念頭に、平成24年度に法人初の自主事業としてグループホーム「あっとほー

む小和田」と相談支援事業所「つみき」を立ち上げ、前期計画に基づいた事業の拡充を図ってきました。以下、前期計画策定以降の主な事業展開と職員体制について記します。

ア 指定管理事業

つつじ学園では、専門的な視点で障害児への療育とその家族への支援を行い、医療的ケアの必要な児童も柔軟かつ積極的に受け入れてきました。また、保育所等訪問支援事業については、療育の長い経験と実績を基に地域の中核的療育施設として取り組みを拡大しつつあります。

かめっこくらぶでは、平成 26 年度よりつつじ学園内に「かめっこくらぶ松が丘」を開設し、利用年齢と定員を拡大することで増大する日中一時支援事業の利用ニーズに応えてきましたが、保護者の就労支援等の観点から更なるサービスの充実を検討しています。

ふれあい活動ホームでは、就労支援事業において、関係機関との連携により毎年多くの就労者を輩出し、受注作業のとりまとめなど市内の就労系事業所の中核的な役割を果たしています。就労支援・生活介護事業の双方で、提供メニューの多様化を進める一方で、利用者が地域の一員として生活していくために、地域団体との連携や地域行事への積極的参加により地域社会との繋がりを深め、障害者理解を促進しています。また、施設利用については定員以上の契約者数の確保を目標に、支援の充実を図りつつ高い出席率を維持していますが、赤羽根ではこれ以上の受入れは難しい現状であり、市内の就労支援事業所不足への対応が課題となっています。

イ 委託事業・自主事業

グループホームは年度ごとに1軒の増設を目途として、平成 25 年度に2軒目のグループホーム「あつとほ一む松が丘」を増設し、平成 26 年度以降も、障害をもった方が住み慣れた地域で住み続けられるよう増設に取り組みましたが、物件確保には至らず継続した取り組みが必要です。

相談支援事業は開設後認知度が上がるとともに、相談件数、サービス利用計画作成や障害支援区分認定調査の件数が年度を追うごとに増加しており、人員と設備両面の整備が検討課題です。

ウ 組織・人員体制

法人は、設立以来順次実施事業が拡大する中で、経費の抑制を目途に正規職員の採用を極力抑え、非常勤（臨時）職員での対応を進めてきました。同種事業を行う他法人の体制と対比すると、利用者対職員数では比較的手厚い対応となっていますが、平成 28 年 2 月 1 日現在で正規職員は、28 人、非正規の職員が 84 人と非正規職員に依拠した職員体制となっています。

高い専門性と経験を必要とする福祉事業を、利用者ニーズに応え得る高いレベルで遂行するには、厳しい職員体制となっており、正規、非正規共に的確な採用と職員配置、処遇の整備が大きな課題です。一方で、近年の高齢・児童部門を中心とした福祉需要の急速な拡大に対し、多くの法人において人手不足が最重要課題となっており、事業団でも職員の確保に苦慮しています。

また、質の高い支援・サービスの提供のためには、個々の職員の更なる資質の向上が不可欠であり、専門性の高い嘱託員等の活用とともに、職員の育成も重点的な課題です。

(4) 法人を取り巻く状況

平成 12 年の社会福祉基礎構造改革での福祉関係各法令の改正以降、相次ぐ制度改革などにより、福祉事業の内容、利用者と事業実施者を取り巻く状況も大きな変動を続け、前期計画策定以後の短期間においてもこの流れは継続しています。

ア 多様な主体の参入

事業団が担っている中心的事業である障害児・者支援の分野では、平成 24 年度の児童福祉法改正により、障害者自立支援法による児童デイサービスが、児童発達支援と放課後等デイサービスに位置付けられたことを受け、多くの営利法人等が参入し、ニーズに応じて事業所も急速に増加（平成 21 年からの 5 年間で 1,316→8,525/全国で）しています。一方で、参入団体の中には療育の場として求められる設備や体制を十分には有しているか不安のある団体も散見されます。就労支援事業についても、就労継続支援 B 型事業を中心に、NPO や営利法人の参入により事業所が大幅に増加（4,469→13,962）し、成人障害者向けのグループホームも、同様に民間の団体が新たな事業所を次々に立ち上げています。茅ヶ崎市においても障害者保健福祉計画に沿った事業所の拡大が進んでおり、今、その量的拡大とともに、内容が問われる段階となっています。

イ 指定管理事業

事業団の事業の多くを占める市の指定管理事業については、福祉会館が平成 27 年度から 30 年度の指定を、「障害児通所施設」と「ふれあい活動ホーム」が平成 28 年度から 31 年度の指定をそれぞれ申請させていただき、指定管理者としての指定を受けることができました。今回の指定については公募を前提に事業を執行し、受託の準備をしまいましたが、結果としてこれまでの取り組みを評価いただき非公募の形で指定をいただきました。今後、経過的な非公募の段階を終えて一般公募化されることも念頭に置く必要があります。

ウ 外郭団体

社会福祉法人以外の団体も含めた多様な実施主体の福祉事業への参入が進む中で、市の外郭団体としての役割の検証も求められています。茅ヶ崎市は、外郭団体の見直し検討を継続的に行っていますが、平成 25 年 3 月には「外郭団体見直し基本方針（平成 25～30 年度）」を改定し、その中で、①役割や事業内容の検証、②効率的な運営と財政基盤の強化、③組織の体質強化、を事業団に求めています。また、この方針に基づく 3 ヶ年ごとの外郭団体の経営計画が市と事業団の協議により策定され、検証と評価がされています。

(5) 今、求められていること

(1)～(4)に記載したような変動と現状の中で法人が求められていることとして、従前からの実施事業の更なる内容充実はもとより、新規の就労支援事業所の開設、グループホームの増設、「かめっこくらぶ」の機能拡大や「つつじ学園」における重度心身障害児の受け入れ拡大などがあります。

サービスの質の更なる向上、市と連携しての量的拡大には、職員の育成と人員体制の整備、地域連携の強化や協力体制の構築、新規事業の展開を含む法人経営基盤の確立等々、為すべきものは多く、又困難性の高い課題です。他の団体が対応困難な事業を積極的に実施することはもとより、多くの営利・非営利法人と同種のサービスにおいても内容で選抜されうる事業を実施しなければなりません。目まぐるしく変動する社会状況にあっても、社会福祉事業を中核的に担う社会福祉法人として、更には地域の福祉に責務を有する市の設立した団体として、きわめて公益性の高い事業の展開に関して事業団に課せられた使命は、いささかも減ずることがありません。今、この使命を具体的にかつ確実に果たしていくことが求められています。

3 前期計画の検証

(1) 各目標の達成状況

経営方針	目 標	重点計画の取組状況	目標の評価
一人ひとりの人権を尊重し、個々の特性とニーズに即した、心のかよいうサービスを提供します。	利用者ニーズの的確な把握	各事業所で、個別アンケートや面談を継続的に実施し、支援につなげた。 26年3月、法人に関する利用者アンケートを実施、事業・計画に反映した。	A
	需要に応えた充実した事業展開	支援計画を継続的に見直し、個々に合った支援を進めた。	B
	提供サービスの公表・周知	法人HPを随時更新し、広報紙は27年3月に創刊、年2回発行している。	A
	個々のニーズに応えた支援	就労系事業の作業受注は、新規開拓・安定確保に努め、一定の作業量を確保できた。生活介護事業では、利用者特性に合った所内外での新活動メニューを導入した。	B
信頼される社会福祉法人として、茅ヶ崎市との連携を下に地域課題の解決に取り組みます。	安全安心の施設利用	適切な定期点検と補修を実施し、大きな事故等無く利用者の安全・安心を確保できた。	A
	地域・関係機関・住民との連携推進、認知度アップ	実習・見学・ボランティアを積極的に受け入れ、法人初の実践・研究研究会を28年2月に開催した。 団体・機関との連携協力、事業・行事を通じての情報発信、地域活動への参加等により連携の強化を進めたが、法人・事業の認知度アップに更なる取り組みが必要である。	B
	地域ニーズに対応した自主事業実施	GHは2軒目を開設したが、その後の物件確保に苦慮している。相談支援事業は、計画・相談が増加しているが、今後事業の拡充が求められている。	B
	就労支援の充実・拡大	就労移行支援では、きめ細かな支援を実施し3か年で10名が就労、定着者8名と成果を上げた。	A
	地域貢献	福祉避難所は、必要物品を整備するとともに、開設・炊き出し訓練を定期的実施した。地域への職員派遣は、様々な機会・場所での事業説明の回数が増加したが、更に推進の必要がある。	B
	より良い福祉会館の建設	利用者アンケートによりニーズの把握を行うとともに、新たな施設利用を視野に、青少年と高齢者の交流事業にも取り組んでいる。	A
	行政との密接な連携	定期化はできなかったが、福祉・企画部門と必要な打ち合わせ・意見交換を期間を通じて行い、連携・協力体制が確保できた。	B
	指定管理者としての責務遂行	事業の質と量両面でのレベルアップに取り組み、利用者との行政の評価をいただいた結果、次期指定管理の受託を確保できた。	B
より質の高いサービスを提供できるよう、職員の資質を向上させ、組織体制を強化します。	職員資質の向上	業務・階層ごとに非常勤職員も含め積極的に研修に参加させ、必要な資格の取得も進めたが、研修システムの構築には至らなかった。 個人目標管理による業務評価は、26年度に試行を開始し人材育成の取り組みとなった。	B
	職員配置の適正化	26年3月に職員アンケートを実施した。26年度に3名の退職者があり、計画的な採用・配置にいたらず、対症的対応にとどまった。業務分担・配置基準の検討は着手できなかった。	C
	働きやすい職場づくり	ノー残業ダイの導入、産・育休職員に対する代替職員の確保、予防接種費用助成制度の開始等、職場環境の整備に努めた。事業の拡充に対応する実施体制を検討し、28年度以降の職員体制整備の方向性が出せた。	B
事業の継続的な改善・見直しを実施し、活力ある法人経営と効率的な事業経営により、経営基盤を強化します。	新規・自主事業の拡大・充実	25年度にGHを一軒増設したが、その後開設物件の手当てができず、支援員の専任化もできなかった。 相談支援は利用者が増加しており、事業の更なる拡充が課題となっている。	B
	市民ニーズへの対応	日中一時支援事業について、茅ヶ崎市との連携の下に26年度から利用年齢の拡大と定員増が実施できた。28年度からの利用時間拡大、帰りの送迎実施も見通しができた。	A
	収支バランスに配慮した事業経営	事業経費を極力抑える中で、利用人数・利用率の増加、自主事業の拡大等により収入増が実現できており、ふれあい活動ホームの収支バランスは黒字を達成した。	B
	サービスの充実による収入の確保	各事業所で定員を超過した可能な限りの受け入れを実施し、利用率・利用人数ともに伸びている。支援内容の充実策も積極的に行い、評価を受けている。 日中一時支援事業の形態移行については、検討の結果現段階でのニーズに対応することとなった。	B
	職員の意識改革（コスト感覚の醸成）	職員が経営的認識を共有する取り組みを、施設長会議・研修・事業検討等の場で積極的に行い、意識化が進みつつある。	B
	効率的な事業遂行	成人施設における作業マニュアルについては、検討・作成中で、完了していない。	C
	人件費の効果的執行	時間外勤務手当は、予算上の厳しい抑制で削減しているが、業務量の増加に人員体制が追い付かない状態にある。 給与制度の体系的見直しは未着手である。	C
	法人内会議の活性・効率化	施設長会議をはじめ、経営改善計画（推進・策定）・広報紙発行・研究発表会等の各会議・PTの場で、法人情報や課題等の認識の共有化が進められた。 経営改善計画は、前期計画の検証等を基に次期計画を策定した。	A
関係法令の理解を深め、遵守を徹底します。	コンプライアンスの徹底	施設内会議、外部研修等への非常勤を含めた職員参加等を積極的に行い、コンプライアンスを確保するとともに、法人・事業の情報を広報誌・HPで広く公開した。 事故・苦情等は、速やかな報告とともに再発防止に向けた職員間の情報・認識の共有を徹底した。	B

*評価は、A～Dの4段階で行い、A：達成、B：概ね達成、C：達成度50%以下、D：未達成とした。

(2) 総括的評価

5つの経営方針毎に、目標24項目、重点計画50項目を設定しましたが、重点計画の評価は、A（達成）：11、B（概ね達成）：32、C（達成度50%以下）：6、D（未達成）：1、という結果でした。全体としては概ね達成できたと考えていますが、組織体制や経営基盤の強化に係る経営方針の分野で評価が低い項目があり、中・長期的に重点的に取り組む必要があります。達成度の高い項目でも引き続き取り組むべき課題も多くあり、新たな計画に反映していきます。

4 計画の構成

(1) 計画全体の構成

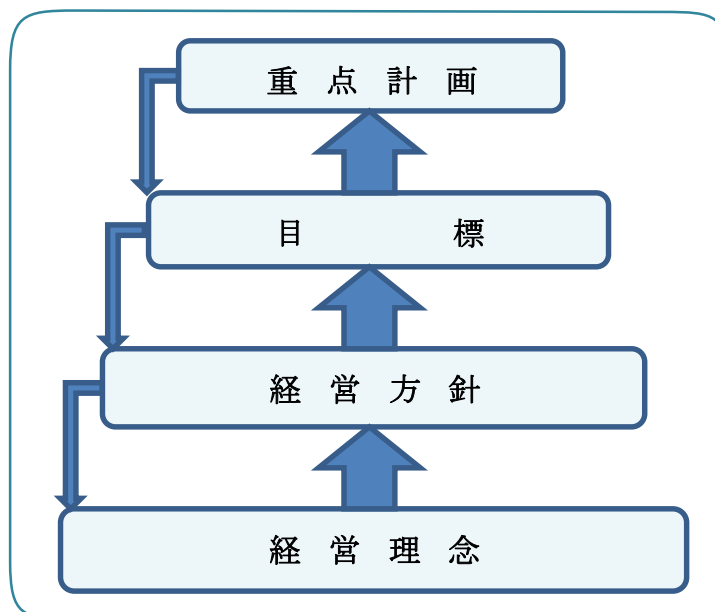
「1計画の策定について」で、計画策定の全体的な考え方を記載し、「2現状と課題」では、具体的な計画の内容を決定する事業の当事者たる障害児・者及び事業団の現状と、それぞれを取り巻く社会状況をまとめました。また、「3前期計画の検証」では、これまでの重点的な取り組みの成果と課題を検証し、新たな計画に反映させるべきことを記しました。

この1から3までに整理した認識を前提として「5計画本編」の具体的な計画が形作られています。さらに、後段の「6計画の実現に向けて」で計画の実施についての考え方を示しました。

(2) 計画本編の体系

前期計画と同様に、経営理念、経営方針、目標、重点計画の4層構造としました。

理念→方針→目標→計画という関係となりますが、実際の事業実施の上では、計画の着実な実施が→目標達成→方針の具現化→理念の実現というサイクルとなります。



5 計画本編

(1) 経営理念

事業団は、その設立の目的と、市の外郭団体としての高い公共性をもった使命を踏まえて、今日の課題に対応する法人として、そのあるべき姿を次のとおり経営理念として定めています。

経営理念（平成25年5月改正）	
私たちは、きわめて公益性の高い社会福祉法人として、誰もが人として尊ばれ、愛する地域で自分らしく生活できる社会づくりに貢献します。	

* 「愛する地域で」という語句には、慣れ親しんだ愛着のある地域で、という意味合いと、誰もが自分の住む地域を愛せるような地域づくりをしよう、という思いが込められています。

(2) 経営方針

経営理念を実現するために、事業団の役職員が一丸となって取り組むべき業務指針を、主要な経営の方針として示しています。法人の組織経営、すべての事業実施に共通する業務指針です。

「運営方針」ではなく、「経営方針」です。これは単に経費面の重視を意味しているのではなく、与えられた枠内（仕組み）での事業活動に止まらず、法人の理念実現をめざし成果を上げるために、枠組みそのものの構築を含んだ事業活動を行うということを意味しています。

経営方針（平成25年5月改正、平成28年3月一部改正）	
I	一人ひとりの人権を尊重し、個々の特性とニーズに即した、心のかよいあうサービスを提供します。

*利用者に対するサービス・支援の考え方として、人権尊重と利用者主体のサービス提供を徹底することを示しています。

II	信頼される社会福祉法人として、茅ヶ崎市との連携を下に地域課題の解決に取り組めます。
----	---

*事業実施における法人の姿勢として、茅ヶ崎市が、地域福祉実現のための実践主体として設立した法人の責務を、しっかりと果すことを宣言しています。

III	より質の高いサービスを提供できるよう、職員の資質を向上させ、組織体制を強化します。
-----	---

*事業を担う職員・組織のあり方として、福祉サービスは対人援助が基本であり、職員の質がサービスの質を決定するため、人とそれを支える組織の強化を進めることを示しています。

IV	事業の継続的な改善・見直しを実施し、活力ある法人経営と効率的な事業経営により、経営基盤を強化します。
----	--

*経営面での法人の方向性として、積極的経営努力により経営基盤を強化することを謳っています。

V	関係法令や社会規範の理解・遵守を徹底するとともに、個人情報保護と透明性の高い法人経営を推進し、利用者・地域社会の信頼に応えます。
---	--

*法人として遵守すべき規範等として、その遵守と情報管理の徹底により信頼に応えることを示しています。

(3) 目標

経営方針を具現化するために必要な課題、事業の方向性を、11～13 ページのとおり各経営方針ごとに目標として提示しました。

(4) 重点計画

目標を達成するために、平成 28～31 年度の 4 年間に於いて、重点的に取り組む事業や取り組みとその内容を、11～13 ページのとおり重点計画として定めました。

* (3) 目標、及び (4) 重点計画について、前期計画との関係性を、
継続 : ○、修正し継続 : △、新規 : ◎ に分類して表示しました。

(5) 経営方針別、目標・重点計画の一覧

経営方針	目 標	分類	重点計画		期 間	事 業 所													
			重点計画	分類		重点計画の説明	法 人 全 体	事 務 局	つ つ じ 学 園	か め つ こ	赤 羽 根	あ か し あ	第 2 あ か し あ	あ つ と ほ ー む	つ み き	福 社 会 館			
I 一人ひとりの人権を尊重し、個々の特性とニーズに即した、心のかよいあうサービスを提供します。 (利用者に対するサービス・支援)	①利用者ニーズの的確な把握	○	利用者アンケートの実施	△	・法人（2年に1回）事業所（毎年度）に対する利用者アンケートを実施する。 ・結果の検証を支援・サービスの向上と今後の事業展開に反映させるとともに、利用者ニーズを行政につなげる。	28～31年度 法人アンケート ：28、30年度	○												
			利用者・保護者面談の充実	◎	・利用者・保護者面談（定期・随時）を実施し、個別ニーズからサービス・支援を充実させる。 ・共通する福祉課題を事業展開に反映させる。	28～31年度			○	○	○	○	○	○					
	②利用者の需要に応えた充実した事業展開	△	日中一時支援事業のサービス拡大	◎	・人員体制を整備し、夕方の利用時間の延長と送り送迎を希望者に実施する。 ・結果を検証し、更なる事業展開の検討をする。	28～31年度 拡大実施 ：28年度				○									
			就労支援の充実	△	・就労移行支援において、関係機関・企業との連携を強化し、利用者特性に合った就労・職場定着支援を行う。 ・就労継続支援B型において、安定した作業量と工賃を確保するため、受注先の安定確保と新規受注先の開拓を推進する。	28～31年度					○		○						
			保育所等訪問支援事業の充実	◎	・利用児の状況に対応する頻度の訪問を実施し、保護者・関係機関と児の状況認識・支援内容の共有を進める。 ・臨床（発達）心理士の同行により、専門的な視点による支援を充実させる。	28～31年度				○									
			利用者の家族に対する支援充実	◎	・アンケート・面談の実施とともに、日常のコミュニケーションを密にし家族の状況を把握する。 ・利用児・者の支援内容を共有するとともに、必要に応じて家族に対する包括的支援を関係機関とも連携して行う。	28～31年度				○	○	○	○	○	○	○			
	③個々のニーズ、本人の意思に応えたサービス・支援	△	特性に合わせた支援計画の充実、支援の徹底	△	・利用者個々の特性に合った多様な支援計画を利用者・家族の共通理解のもとに作成する。 ・計画に基づいた支援を職員間の理解と共有の下に確実に実施し、常に検証・見直しをする。	28～31年度				○	○	○	○	○					
			魅力ある新規メニューの検討	△	・生産活動・創造的活動・レクリエーション・社会参加等の各分野において、利用者ニーズや特性に合い、利用者が進んで参加できるメニューの開拓をする。	28～31年度						○	○	○	○				
			利用者の社会参加推進	◎	・利用者が地域の一員として自分らしく生活できるための支援として、施設外の活動や地域行事等への参加を支援する。 ・社会参加しやすい環境づくりを関係機関との連携の下に行い、利用者の地域理解と地域の利用者理解を共に進める、	28～31年度				○	○	○	○	○	○				
	④福祉制度・サービスの周知	△	法人広報紙、ホームページの活用	△	・広報紙やホームページを活用し、法人の組織や事業の情報、サービスや日々の支援内容等を広く地域に周知する。 ・めまぐるしく変わる福祉制度（施策・サービス）の情報をわかりやすく提供する。	28～31年度				○									
			本人・家族向け講座・説明会の開催	◎	・利用者・家族を対象に、福祉制度や障害理解等の講座・説明会を定期的に開催し、社会資源の情報発信や本人理解の支援を行う。 ・相談事業所におけるサービス説明会の参加対象者を拡大するとともに、ペアレントトレーニングの試行を行う。	28～31年度				○	○	○	○	○			○		
	⑤安全安心の施設利用	○	安全最優先の施設運営	○	・利用者の安全を最優先に定期点検と巡回・巡視を徹底する。 ・必要に応じて的確な修繕を行う。大規模修繕については、市との連携の下に計画的に実施する。	28～31年度				○									
			老朽化施設の適切な補修	○	・建て替えまでの間、市との連携による適切な補修等により利用者の安全を確保する。	28～30年度													○
	II 信頼される社会福祉法人として、茅ヶ崎市との連携を下に地域課題の解決に取り組みます。 (事業実施における法人の姿勢) (次頁に続く)	①地域・関係機関・住民との連携推進、認知度アップ	○	各種団体・関係機関・地域との連携強化	○	・同種サービスを行う機関・事業者との連携とともに、医療・介護・教育機関等との幅広い連携を強化し、多角的かつ継続性のある支援・サービスを行う。 ・地域との連携を強化し、法人・事業所と地域との支援協力体制づくりを進める。	28～31年度												
				法人の活動内容の周知強化	△	・広報紙・HPで積極的な事業周知を行い、地域に開かれた事業・行事をより多く開催する。 ・新たな施設案内・パンフレットを作成する。 ・職員、利用者の関係事業所・機関・地域との交流・連携を促進する。	28～31年度 案内・パンフ ：28、29年度					○							
見学・ボランティア・実習の積極的受入れ				△	・福祉系学生や利用希望者の実習を引き続き積極的に受け入れる。 ・あらゆる媒体を活用して見学やボランティアの参加を推進し、障害児・者への理解と法人認知度を向上させる。	28～31年度				○	○	○	○	○					
②地域ニーズに対応した自主事業実施		○	グループホームの増設	○	・地域ニーズに応え、2軒のグループホームを増設する。 ・充実した支援のための組織体制を整備する。	29、31年度までに各1軒				○									
			就労支援事業所の新設	◎	・就労支援事業所の利用者増加とニーズの多様化に応え、事業場所の開拓・整備と組織体制の検討・整備を行い、新規に事業所を開設する。	28～31年度				○									
			相談支援事業の拡充	△	・相談支援員の育成とスキル向上を進める。 ・認定調査・計画相談を、必要に応じて土曜日にも実施する。 ・相談ニーズの拡大に対応する事業拡充に向け、設備・組織の整備を検討し、新たな事業体制を実現する。	28～31年度											○		

経営方針	目 標	分類	重点計画		期 間	事 業 所													
			重点計画	分類		重点計画の説明	法 人 全 体	事 務 局	つ つ じ 学 園	か め つ こ	赤 羽 根	あ か し あ	第 2 あ か し あ	あ つ と ほ ー む き	つ み き	福 社 会 館			
(前頁から続く)	③地域貢献と地域活動の強化	△	地域活動への積極的参加	○	・職員・利用者共に地域行事や活動（まつり、清掃活動、防災訓練、諸会議等）に積極的に参加し、地域の一員としての役割を担い、認知につなげる。	28～31年度	○												
			地域の障害者理解推進	◎	・法人の行事、講座や説明会、研究発表会等を地域に開かれた形で開催し、障害に対する地域理解を深める。 ・地域の各種団体の会議の場等で、法人や事業、障害児・者理解のための情報提供を積極的に行う。	28～31年度	○												
	④外郭団体・指定管理者としての責務遂行	△	指定管理事業の高レベルでの実施	○	・市の外郭団体としての使命を自覚し、常に事業の改善改革を行い高いレベルの指定管理業務を実施する。 ・事業の実績を的確にアピールし、効果的な事業提案をすることで、次期指定管理期間の指定を受ける。	28～31年度		○	○	○	○	○	○					○	
			行政との定期的な意見交換	○	・市の施策を的確に反映し、充実した事業を効果的に実施するために、意見交換を定期的に行い、強い連携・協力体制を確保する。	28～31年度	○												
			地域・利用者ニーズの施策への提言	◎	・法人の各種事業実施の中で得られた地域や利用者の課題・ニーズを、積極的に行政に提供し、利用者サイドに立ったより良い施策構築に寄与する。	28～31年度	○												
			福祉会館の新複合施設への円滑な移行	◎	・海岸青少年会館の仮設使用に伴う利用の受け入れを円滑に行う。 ・移行の情報を適宜利用者に提供するとともに、青少年と高齢者等の交流事業を推進する。	28～30年度													○
			福祉避難所としての整備	△	・避難所に必要な物品・設備を過不足なく整備する。 ・災害時に対応した避難所開設・運営訓練を継続的に行う。	28～31年度			○										
	⑤防災対策の整備	◎	防災訓練・マニュアルの再検討	◎	・事業所ごとの防災マニュアルを見直し、定期的訓練を継続する。 ・法人全体の防災計画と災害時対応訓練を検討する。	28～31年度 法人全体 ：28年度	○												
			業務・階層に即した体系的研修	△	・OJT、OFF-JT、自己啓発、他法人の視察等、人材育成方針に基づき体系的に研修を実施する。 ・非常勤職員に対する研修の機会を拡大する。	28～31年度	○												
	III より質の高いサービスを提供できるよう、職員の資質を向上させ、組織体制を強化します。 (事業を担う職員・組織のあり方)	①職員資質の向上	○	業務評価の本格実施	△	・個人目標管理による業務評価について、試行の結果を踏まえた本格実施に移行し、評価の反映について検討する。 ・正規職員以外の職員に係る評価のあり方を検討する。	28～31年度 本格実施 ：29年度から		○										
人材育成方針の策定				◎	・法人の理念及び経営方針に基づき、求められる職員像を提示し、採用から育成、評価につながる基本的な方針を定めた「人材育成方針」を策定する。	28年度		○											
実践研究発表会の充実				△	・日々の実践を法人内外に発表する実践研究発表会を年1回開催し、支援・サービスの充実と職員全体の資質向上、関係機関や地域の事業団理解を深め障害理解の推進につなげる。 ・発表会の参加対象を、利用者家族、関係機関や地域住民に順次拡大する。	28～31年度	○												
②専門的対応力の強化		◎	精神保健分野の対応力強化	◎	・精神保健関係の研修・会議等に積極的に参加、精神科嘱託医や発達障害専門相談員等との連携を深め、支援を強化する。	28～31年度			○	○	○	○	○	○	○				
			高い専門性を持つ職員の育成	△	・外部研修の積極的活用により、療育・相談・就労支援等の高い専門性を持つ職員を育成する。 ・職員の福祉関係資格の取得を支援し、モチベーションの高い職場風土を作る。	28～31年度	○												
			計画的採用と適切な職員配置	△	・事業の拡大・充実に対応した職員体制を確保するため、必要人材の計画的な採用を行う。 ・効果的・効率的な業務遂行と、職員の幅広いキャリア形成のために、適宜必要な職員配置（替）を行う。	28～31年度		○											
③サービス・支援の拡充に対応する組織体制の構築		◎	事務局機能の強化	△	・法人の経営基盤整備の一環として、事務局の体制を整備し機能強化を図る。 ・効率的・効果的な事業執行を確保するため、事務局及び各事業所の業務役割分担を再検討する。	28～29年度	○												
			非常勤職員雇用形態の見直し	◎	・常勤嘱託員の職種範囲を拡大し処遇を改善することで、正規職員に準ずる本格的用務の担い手として活用する。 ・長期継続勤務の非常勤（臨時）職員を、任期を定めない職員として任用し、安定的に業務遂行できる職員体制を確保する。	常勤は28年度から、無任期は30年度から		○											
			職員アンケートの定期実施	△	・職員アンケートを2年に1回実施し、職員配置や業務改善に反映させる。	29、31年度に実施		○											
④働きやすい、魅力ある職場づくり		△	慣例的業務の精査・見直し	◎	・慣例的業務について、職員参加により見直し・精査を行い、業務の軽減・改善につなげる。	28～29年度	○												

経営方針	目 標	分類	重点計画		期 間	事 業 所														
			重点計画	分類		重点計画の説明	法 人 全 体	事 務 局	つ つ じ 学 園	か め つ こ	赤 羽 根	あ か し あ	第 2 あ か し あ	あ つ と ほ ー む	つ み き	福 社 会 館				
IV 事業の継続的な改善・見直しを実施し、活力ある法人経営と効率的な事業経営により、経営基盤を強化します。 (経営面での法人の方向性)	①新規・自主事業の拡充	○	グループホームの増設（再掲）	○	・地域ニーズに応え、2軒のグループホームを増設する。 ・充実した支援のための組織体制を整備する。	29、31年度までに各1軒	○													
			就労支援事業所の新設（再掲）	◎	・就労支援事業所の利用者増加とニーズの多様化に応え、事業場所の開拓・整備と組織体制の検討・整備を行い、新規に事業所を開設する。	28～31年度	○													
			相談支援事業の拡充（再掲）	△	・相談支援員の育成とスキル向上を進める。 ・認定調査・計画相談を、必要に応じて土曜日にも実施する。 ・相談ニーズの拡大に対応する事業拡充に向け、設備・組織の整備を検討し、新たな事業体制を実現する。	28～31年度	○												○	
	②サービスの充実による収入の確保	○	新規利用契約者の確保	△	・充実した支援・サービスの事業内容や施設利用状況を、あらゆる機会をとらえて周知する。 ・関係機関との連携により利用希望者を把握し、実習生を積極的に受け入れ、新規利用者を確保する。	28～31年度			○	○	○	○	○	○						
			在籍者の利用率の維持・向上	△	・利用者の特性とニーズに即した、多様で魅力あるサービス・支援・作業のメニューや柔軟な利用形態を提供することで、高い利用率を実現する。	28～31年度			○	○	○	○								
	③効率的・効果的な事業執行	△	事業経費の精査と継続的検証	○	・事業と経費の精査・検証を継続的にを行い、効果的かつ効率的な事業執行により収入を増加させ、経営基盤を強化する。	28～31年度	○													
			業務基礎マニュアルの整備	△	・慣例的業務について、誰にでも分かりやすく活用しやすいマニュアル整備を行い、効率的な事業執行をする。	28～31年度	○													
			職員・給与制度の検討	△	・市の外郭団体である社会福祉法人として、職務に対応した職員・給与制度の検討を行う。 ・業務評価の処遇への反映について研究し、実現可能な制度化を検討する。	28～31年度	○													
			社会福祉法改正に伴う組織整備	◎	・法人のガバナンス強化等を目的とした法の改正に伴い、法人役員に係る規程等を整備し、役員の新たな選任を行う。	28～29年度	○													
	④職員の意識改革（コスト感覚の醸成・定着）	△	法人、各事業所の経営状況の共有	○	・定期的な施設長会議等において、法人・事業所の利用・経営状況を報告・確認し、認識を共有する。 ・法人全体の利用・経営状況を各事業所の職員会議等で定期的に報告し、職員全体で共有する。	28～31年度	○													
			数値目標を設定した経費節減	○	・経費節減に向けた数値目標を設定し、実現に向けた取り組みを職員個々が意識化し、全体で共有・実施することで、コスト意識を定着させる。	28～31年度	○													
			時間外勤務の削減	△	・業務内容の精査と整理を行い、効率的な業務遂行により時間外勤務を削減する。 ・ノー残業デーの徹底、定時退勤の風土づくりを進める。	28～31年度	○													
	⑤計画的な資産管理と運用	◎	計画的な資産管理	◎	・累積した繰越財源について、法人の長期的な事業展開を視野に入れ、資金・積立金化等による適切な管理を検討する。	28～29年度	○													
			資産運用の検討	◎	・繰越財源（資金・積立金）等の資産について、長期的計画の下に適切かつ透明性の高い運用を検討する。	28～30年度	○													
	V 関係法令や社会規範の理解・遵守を徹底するとともに、個人情報の保護と透明性の高い法人経営を推進し、利用者・地域社会の信頼に応えます。 (法人として厳守すべき規範等)	①コンプライアンスの徹底	○	虐待防止と権利擁護強化のための研修	△	・虐待防止・権利擁護に向けた全職員対象の法人内研修を定期的に開催する。 ・各事業所に仮称「権利擁護推進員」を設置し、全体で「推進委員会」を定期開催する。	28～31年度	○												
自己点検表の活用による虐待防止と権利擁護強化				◎	・自己点検表（セルフチェックシート）を整備し、職員が定期的に支援の振り返りを行い、虐待防止と権利擁護を徹底する。	28～31年度 自己点検表整備：28年度	○													
②個人情報の保護の徹底		◎	個人情報記載物の管理の徹底	◎	・個人情報記載物（電子を含む）について、法令に基づいた管理を事業所と職員間で定期的に確認し徹底する。	28～31年度	○													
			個人情報に係る職員の意識啓発	◎	・個人情報の保護・管理につて、指針・ガイドライン等を事務所内に掲示し、日常の意識啓発を行う。 ・会議・打ち合わせ等を活用し、繰り返し個人情報に係る職員の意識化を推進する。	28～31年度	○													
③法人情報の積極的開示		◎	法人ホームページ・広報紙の活用	△	・法人の状況や事業内容、日常の取り組み等をわかりやすく広報紙・ホームページで公表・周知する。 ・広く公開することで、利用者・家族に親しまれ、地域に信頼される事業団を実現する。	28～31年度	○													

*前期計画との比較で、
継続：○、修正し継続：△、新規：◎
と表示しました。

6 計画の実現に向けて

(1) 実施体制

事業団の全役職員に本計画を配布、その内容を共有するとともに、本計画の策定にあたった検討会議を廃止し、同一メンバーによる経営改善計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を立ち上げます。

(2) 進行管理

ア 本計画は、理事会の承認を受けた後に法人ホームページに公開します。

イ 推進委員会を年2回程度開催し、計画の進捗状況を検証します。

ウ 法律や制度の改正、施策の動向、利用者のニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討し、計画の補正を行うこととしますが、平成29年度終了時点で全体的な見直しを行います。

エ 計画の進捗・検討状況を理事会、評議員会に報告し、必要な補正の審議・承認を受けます。

7 資料

- (1) 中期経営改善計画 策定検討会議名簿
- (2) 中期経営改善計画 策定作業部会名簿
- (3) 中期経営改善計画 策定経過
- (4) 施設利用状況
- (5) 法人財務状況
- (6) 職員体制の推移

7 資料

(1) 中期経営改善計画(28～31)策定検討会議 委員名簿

所属	職	氏名	備考
本 部	事務局長	川戸 茂	委員長
本 部	事務局長補佐	渡邊祐美	副委員長
つつじ学園	施設長	稲井マキ子	
かめっこくらぶ	施設長	棚橋利恵	
赤羽根・あっとほーむ	施設長	服部直也	
あかしあ	施設長	大森亮市	
第2 あかしあ	施設長	筒井裕子	
つ み き	センター長	鈴木栄一	
福社会館	施設長	谷澤眞樹	

(2) 中期経営改善計画(28～31)策定作業部会 部会員名簿

所属	職	氏名	備考
本 部	事務局長	川戸 茂	
本 部	事務局長補佐	渡邊祐美	
つつじ学園	施設長補佐	佐藤陽子	副座長
つつじ学園	施設長補佐	青木亜弥子	
赤 羽 根	施設長補佐	鈴木大輔	
あかしあ	施設長補佐	森 佳久	座 長
第2 あかしあ	施設長補佐	譲原充司	

(3) 中期経営改善計画 (28~31) 策定経過 {平成 28 年 3 月まで}

	年月日	会議等	内容
1	H27. 7. 20	第 5 回計画(25-27)推進委員会	・計画(25-27)の26年度検証 ・新たな計画(28-31)の策定体制・計画期間・策定スケジュール 検討
2	H27. 7. 28	第 1 回計画(28-31)策定検討会議	・策定体制、スケジュール 確認 ・経営理念・経営方針の見直し 意見交換 ・計画の構成 意見交換 ・計画の体系 確認
3	H27. 8. 18	第 1 回計画(28-31)策定作業部会	・役割分担決定 ・策定体制と今後のスケジュール確認 ・理念・経営方針の確認、修正 ・計画の構成と体系について検討、確認 ・現行計画の検証結果の確認、意見交換
4	H27. 9. 16	第 2 回計画(28-31)策定作業部会	・経営方針、計画の構成 変更案協議 ・目標、重点計画の検討(その 1) ・法人アンケートからの利用者意見の反映 ・新たなニーズや課題、不十分なニーズや課題
5	H27. 10. 1	第 3 回計画(28-31)策定作業部会	・目標、重点計画の検討(その 2) ・各事業所での未達成の課題、取り組みたい事業 ・職員アンケートにおける主な意見から
6	H27. 1. 8	理事長	・策定検討会議及び作業部会での検討・作業状況の報告
7	H27. 10. 15	第 2 回計画(28-31)策定検討会議	・作業部会での検討作業状況の報告 ・経営方針の修正、計画の構成 確認 ・目標・重点計画策定について 意見交換
8	H27. 10. 26	市障害福祉課	・策定検討会議及び作業部会での検討・作業状況の報告
9	H27. 11. 4	第 4 回計画(28-31)策定作業部会	・目標、重点計画の検討(その 3) ・課題・ニーズの追加(案) 検討 ・経営方針別の目標設定(案) 検討
10	H27. 11. 25	第 5 回計画(28-31)策定作業部会	・目標、重点計画の検討(その 4) ・経営方針別の目標設定 検討 ・経営方針別の重点計画 検討
11	H27. 12. 17	第 6 回計画(28-31)策定作業部会	・目標、重点計画の検討(その 5) ・経営方針別の目標設定 検討、確認 ・経営方針別の重点計画 再整理案の検討(その 1)
12	H27. 12. 25	第 7 回計画(28-31)策定作業部会	・目標、重点計画の検討(その 6) ・経営方針別の重点計画 再整理案の検討(その 2)
13	H28. 1. 7	第 8 回計画(28-31)策定作業部会	・目標、重点計画の検討(その 7) ・目標項目別の重点計画案 検討、確認 ・計画骨子案 検討
14	H28. 1. 14	第 3 回計画(28-31)策定検討会議	・作業部会での検討作業状況の報告 ・目標・重点計画案 検討、確認 ・計画骨子案 検討、確認
15	H28. 2. 22	第 9 回計画(28-31)策定作業部会	・計画素案 説明、検討
16	H28. 3. 9	第 4 回計画(28-32)策定検討会議	・計画素案 検討、確認
17	H28. 3. 18	市障害福祉課	・計画素案 説明
18	H28. 3. 18	理事長	・計画素案 報告
19	H28. 3. 28	事業団評議員会・理事会	・計画案 審議

(4) 施設利用状況

ア 障害施設

(単位：人)

			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
つつじ学園	延利用人(日)数	センター	6,361	6,147	7,121	6,940	7,651
		事業	2,283	3,040	2,508	3,164	2,865
		計	8,644	9,187	9,629	10,104	10,516
	1日平均利用人数	センター	27.9	27.3	30.8	30.4	33.7
		事業	10.2	13.1	10.8	14.0	12.3
		計	38.1	40.4	41.6	44.4	46.0
かめっこくらぶ	延利用人(日)数	東海岸	1,272	1,816	1,899	2,185	1,642
		松が丘					1,674
		計	1,272	1,816	1,899	2,185	3,316
	1日平均利用人数	東海岸	5.5	7.7	7.9	9.2	6.9
		松が丘					7.1
		計	5.5	7.7	7.9	9.2	14.0
赤羽根	延利用人(日)数	移行	939	1,399	1,398	672	1,255
		B型	5,017	5,442	6,120	6,675	6,576
		計	5,956	6,841	7,518	7,347	7,831
	1日平均利用人数	移行	3.8	5.4	5.7	2.8	5.2
		B型	20.4	21.0	25.0	27.7	26.8
		計	24.2	26.4	30.7	30.5	32.0
あかしあ	延利用人(日)数		2,919	3,084	3,234	3,419	4,233
	1日平均利用人数		12.0	12.4	12.9	13.8	16.8
あか第2あ	延利用人(日)数		5,288	4,916	5,158	5,703	5,734
	1日平均利用人数		21.7	20.1	21.0	23.4	23.4
ほあーつむと	延利用人(日)数				903	1,848	2,602
	1日平均利用人数				3.7	5.1	7.1
合計	1日平均利用人数		101.5	107.0	117.8	126.4	139.3

*あつとほ一む：26年1月より2軒

*かめっこくらぶ：26年4月より松が丘開所

イ 相談支援センターつみき

(単位：件)

年度	件数	相談方法				相談者			対象者		利用計画作成				認定調査
		電話	面接	訪問	その他	本人	家族	機関等	児童	成人	障害児	継続障害児	サービス等	継続サービス等	
24	374	259	81	31	3	163	124	87	131	243	33	3	1	0	-
25	1,745	1,340	257	142	6	440	558	747	1,182	563	46	135	4	2	-
26	1,442	1,155	112	142	33	416	511	515	723	719	91	112	5	10	24

*24年10月から開所

ウ 福祉会館

(単位：件、人)

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
一般団体	件数	550	605	718	880	798
	人数	9,807	11,514	12,316	16,994	16,078
減免団体	件数	2,046	2,148	2,116	2,165	2,312
	人数	49,260	50,008	49,260	49,664	51,804
個人	人数	18,051	15,333	14,397	14,376	14,837
合計	人数	77,118	76,855	75,973	81,034	82,719

(5) 法人財務状況

(単位：円)

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
収入	指定管理委託事業収入	255,473,000	260,695,000	280,388,000	289,907,000	311,261,000
	自立支援費収入	0	0	5,950,615	13,647,882	26,630,385
	委託事業収入等	573,860	262,700	12,156,087	20,654,565	13,594,852
	就労支援事業収入	21,718,780	23,799,075	27,519,576	27,057,448	27,308,765
	その他	9,468,725	21,978,500	15,805,764	8,483,092	6,749,758
	総収入	287,234,365	306,735,275	341,820,042	359,749,987	385,544,760
支出	人件費支出	198,197,726	200,344,474	228,310,692	233,143,287	259,732,903
	事務費支出	23,906,530	28,305,140	27,811,984	28,986,650	26,274,193
	事業費支出	28,019,826	27,990,150	33,480,846	37,472,624	40,289,955
	就労支援事業支出	20,557,916	23,079,584	26,435,845	26,496,014	26,304,298
	その他	6,892,878	15,577,005	16,994,610	4,626,283	1,067,346
	総支出	277,574,876	295,296,353	333,033,977	330,724,858	353,668,695
当期収支差額		9,659,489	11,438,922	8,786,065	29,025,129	31,876,065
資産	総資産	135,706,683	167,428,025	181,182,885	206,825,402	238,905,348
	総負債	27,678,442	38,360,619	43,693,895	38,694,348	41,617,192
	正味財産	108,028,241	129,067,406	137,488,990	168,131,054	197,288,156

(6) 職員体制の推移

(単位：人)

		副理事長	施設長	事務員	栄養士 調理員	指導員 支援員 保育士	相談員	看護師	世話人	運転員 業務員	小計	合計	備考
22	本部	1									1	1	
	つつじ学園 かめっこくらぶ		1	2	1	11					15	36	内2育休
				1	3	14		1		2	21		内2臨時代替
	赤羽根		1		1	3					5	17	内1育休
					4	8					12		
	あかしあ		1			1					2	11	
						9					9		
	第2あかしあ		1			1					2	9	
					7					7			
福祉会館		1								1	5		
				1					3	4			
合計		1	5	2	2	16	-	0	-	0	26	79	
		0	0	2	7	38	-	1	-	5	53		
23	本部	1									1	1	
	つつじ学園 かめっこくらぶ		1	2	1	11					15	39	内3育休
				1	3	17		1		2	24		内2任期付・内1臨時代替
	赤羽根		1		1	3					5	18	
					5	8					13		
	あかしあ		1			1					2	11	
						9					9		
	第2あかしあ		1			1					2	9	
					7					7			
福祉会館		1								1	5		
				1					3	4			
合計		1	5	2	2	16	-	0	-	0	26	83	
		0	0	2	8	41	-	1	-	5	57		
24	本部	1									1	1	
	つつじ学園 かめっこくらぶ		1	2	1	12					16	39	内1育休
				1	2	17		1		2	23		
	赤羽根		1			3					4	17	
					5	8					13		
	あかしあ		1			1					2	12	
						10					10		
	第2あかしあ		1			1					2	9	
					7					7			
あっとほーむ	<1>									<1>	4	4	
つみき		1								1	2		
							1			1		内1任期付代替	
福祉会館		1								1	5		
				1					3	4			
合計		1	6	2	1	17	0	0	0	0	27	89	
		0	0	2	7	42	1	1	4	5	62		

		副理事長	施設長	事務員	栄養士 調理員	指導員 支援員 保育士	相談員	看護師	世話人	運転員 業務員	小計	合計	備考
25	本部	1									1	1	
	つつじ学園 かめっこくらぶ		1	1	1	12					15	41	内1育休
				1	2	19		1		3	26		内1育休/内2臨時代替
	赤羽根		1			3					4	17	
						5	8				13		
	あかしあ		1			1					2	12	
							10				10		
	第2あかしあ		1			1					2	8	
							6				6		
	あっとほーむ		<1>								<1>	6	
								6		6			
つみき		1								1	2		
							1			1			
福祉会館		1								1	5		
				1						3		4	
合計		1	6	1	1	17	0	0	0	0	26	92	
		0	0	2	7	43	1	1	6	6	66		
26	本部	1									1	1	
	つつじ学園		1	2	1	11					15	35	内1育休
				1	2	12		2		3	20		内1臨時代替
	かめっこくらぶ		1			1					2	13	
							11				11		
	赤羽根		1			3					4	17	
						5	8				13		
	あかしあ		1			1					2	12	
							10				10		
	第2あかしあ		1			1					2	8	
							6				6		
	あっとほーむ		<1>								<1>	7	
									7		7		
つみき		1								1	2		
							1			1			
福祉会館		1								1	5		
				1						3		4	
合計		1	7	2	1	17	0	0	0	0	28	100	
		0	0	2	7	47	1	2	7	6	72		

*各施設毎に、上段は正規職員、下段は非常勤職員（専門指導職員、嘱託医は除く）

*人数は年度末現在の雇用人数

*< >は兼務

茅ヶ崎市社会福祉事業団 中期経営改善計画（平成28～31年度）

社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団

〒253-0025 茅ヶ崎市松が丘2-8-51 つつじ学園内事務局

TEL 0467-85-1246 FAX 0467-85-1285

Eメール csj-honbu@mtd.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://chigasaki-sfj.jp/>

平成28年3月発行